

2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託

(2) 目的

本年6月に本県で開催される2026ASPAC新潟大会において、県産品のPRや販売イベント、企業間取引に向けた商談展示会を開催することで、本県の認知度向上を図るとともに、県産品販路拡大や新規取引創出につなげるなど、県内産業の活性化を図る。

(3) 業務内容

別紙「2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年8月31日(月)まで

2 見積限度額

総額10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページに掲載する。

(2) 掲載開始日

令和8年3月2日(月)

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードすること。

4 参加資格

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 質問の受付・回答

プロポーザル実施要領及び企画提案仕様書についての質問は以下により行うこと。
なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

様式1「2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託質問書」

(2) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名を「ASPAC新潟商談展示会実施業務委託質問書」とすること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) 質問の回答方法

令和8年3月10日（火）までに、新潟県ホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、質問に対する回答は、プロポーザル実施要領及び企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書の提出

本公募に参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ・様式2「2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書」
- ・県税納税証明書
※県税の納税義務を有するもののみ。
※直近1年のもので、提出日の3カ月以内に発行されたもの。写しでも可

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名を「ASPAC新潟商談展示会実施業務委託参加申込書」とすること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) 参加辞退

提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「参加辞退届」（様式3）を電子メールにより提出すること。

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月16日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 企画提案書の作成要領

本企画提案公募に参加する者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部

- (ア)「企画提案仕様書」の各項目に従って、提案内容を明確に記載すること。
- (イ)企画提案書は、A4版、横書き、長辺左上綴じ（1ヵ所）とし、表紙に「2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。

(ウ) 企画提案書は、10 ページ以内とする。(表紙、目次、裏表紙は除く。)

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式4「会社(事業者)概要」 10部

ウ 様式5「類似業務実績一覧表」 10部

エ 見積書 原本1部

(ア) 任意様式とする

(イ) 見積の総額及び内訳(可能な限り詳細な内訳)を記載すること

(ウ) 発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること

(2) 提出期限

令和8年3月23日(月)17時15分 必着

(3) 提出方法

(1) 提出書類と、同内容の電子データを記録した電子媒体(DVD-ROM等)1枚を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

※ 郵送により提出する場合は、封筒に「ASPAC新潟商談展示会実施業務委託 提案書類在中」と朱書きし、提出先宛に到着確認の電話を行うこと。

※ 持参する場合は、業務時間内(土日・祝祭日を除く8時30分から12時及び13時から17時15分)に訪問すること。

(4) 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査の実施

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業 業務企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)による書面及びプレゼンテーションによる対面式の審査とする。

なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行い、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

ア 提案書説明(プレゼンテーション)実施日時・会場
参加者に対して別途通知する。

イ 説明時間

概ね15分程度、質疑応答20分程度(別途準備時間を設ける)

ウ 説明方法

提出した企画提案書の他、プロジェクター等を用いることができる。

※プロジェクターとスクリーンは会場に準備するが、PC等は各自で持ち込むこと。

※スケジュールや審査方法が変更となる場合は、ホームページ及び参加申込者への連絡により周知する。

※補足資料の使用も認めるが、提出した企画提案書のみを審査の対象とする。

※審査は非公開で行う。

(2) 評価基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

評価項目	内容	審査の視点	配点
企画・管理	全体計画の作成	本業務の目的を踏まえた上で合理的な計画を提示できているか	10
	工程表の作成・進捗管理	全体計画を着実に実施でき、かつ実現可能な工程となっているか	5
	事業実施体制の構築	相応の実績を有する責任者を配置するなど、十分な人員体制を組んだ上で、事業実施体制を構築できているか	5
設営・運営		必要機材の手配や設営、適切なスタッフ配置、搬出入対応など、イベントの円滑な実施に向けた計画が提示できているか	10
魅力発信・集客促進ブース		来場者の関心を惹き、集客に繋がるコンテンツを提案できているか	10
業務実績		提案者及び実施人員は相応の実績やノウハウを有しているか	5
見積の妥当性		上限金額の中で、適正と認められる内容となっているか	5
合計			50

※同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

9 日程

公募開始	令和8年3月2日(月)
質問書提出期限	令和8年3月6日(金) 17時15分
質問に対する回答	令和8年3月10日(火)
参加申込書提出期限	令和8年3月13日(金) 17時15分
参加資格の審査結果通知	令和8年3月16日(月)
企画提案書等提出期限	令和8年3月23日(月) 17時15分
審査委員会	令和8年3月26日(木) (予定)
審査結果通知	令和8年3月27日(金) (予定)
契約	令和8年4月上旬(予定)

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者と特定した者と本業務委託について別途内容を協議し、契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する。

11 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は、すべて委託者に無償で譲渡するものとする。
ただし、委託者と受託者の協議の上、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものはこの限りではない。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての調査・交渉・処理は受託者が行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含む。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書作成・提出やプロポーザル参加に要する経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について、県は提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。

13 問合せ先（担当課）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県産業労働部 産業政策課 産業政策グループ 担当：白川、高本
電話番号 025-280-5234
Eメール ngt050010@pref.niigata.lg.jp

【参考】地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。